

認定事業所が行う危険物施設の変更工事に係る手続の迅速化に向けた手法の あり方（案）について

「「危険物施設の変更工事に係る完成検査等について」の一部改正について」（平成 20 年 1 月 28 日付け消防危第 16 号）により、「危険物施設の変更工事に係る完成検査等について」（平成 11 年 3 月 17 日付け消防危第 22 号）が改正され、認定事業所の自主検査結果を活用した完成検査等について、市町村長等は、午前中に申請があった場合に、完成検査を実施し、当該申請のあった日に完成検査済証を交付するよう努めることとされた。

また、「認定事業所における完成検査済証交付の一層の迅速化について」（平成 21 年 11 月 20 日消防危第 207 号）において、認定事業所の所在地を管轄する消防本部から報告のあった認定事業所に対する完成検査済証の迅速な交付のための具体的な取組事例がとりまとめられたところである。

認定事業所の所在地を管轄する消防本部において、完成検査済証の迅速な交付のための取組を以下に示す。

（消防本部における取組状況）

事例 1 完成検査申請時に自主検査結果報告書が提出され、聞き取りを行いながら当該報告内容を審査し、問題が無ければすぐに完成検査済証交付決裁を行っている。通常、午前中に提出があれば当日中に完成検査済証を交付している（申請から 4～5 時間程度で完成検査済証を交付）。

事例 2 申請者からの求めがあれば従前より申請当日の交付に努めていたところであるが、16 号通知を踏まえ以下の改善を図った。

① 当日交付要件の明確化

以下の要件で申請された場合、完成検査済証の当日交付に努めることとした。

- 1 認定事業者が完成検査等の申請前日までに当該申請を行う旨の連絡を行うこと。
- 2 認定事業者は申請すると連絡した当日の午前 11 時までに申請手続きを行うこと。

② 決裁要件の明確化

後閲及び代決を活用することにより、完成検査済証の交付が可能であることとした。

③ 申請ルートの特略化

従来、消防長の専決の申請については、消防署で受付した後、本部へ送付する手続であったことから、完成検査済証を申請当日に交付するために消防署で受付した後、本部へ決裁を持ち回りで行う必要があった。これを本部でも受付を可能とするシステムに改善した。

事例 3 認定事業所側から、完成検査申請書提出予定の数日前に連絡をもらい、申請書提出予定日に決裁権者が不在等の場合は、事前に決裁権者に変更申請の内容等を説明して、可能な限り迅速に完成検査済証を交付するように努めている。

事例 4 完成検査済証の交付に係る手続について、電気通信機器等の活用を図っており、認定事業所から完成検査結果記録の F A X 等による送付があれば、消防本部で内容を確認後、審査合格であれば迅速に完成検査済証を作成し、同事業所に F A X 送付する。F A X 送付を受けた事業所は、その時点から使用開始することができることとしている。

なお、完成検査結果記録については、検査管理組織等が活用されていることがあきらかであるもの（組織内での稟議がされているもの等）であり、後日、完成検査結果記録を提出させ、完成検査済証を交付することとしている。

以上のことから、現在認定事業所の所在地を管轄する消防本部においては、認定事業所の完成検査に係る手続について、すでに迅速な完成検査の実施及び完成検査済証の交付が行われている。

一方、認定事業所制度の利便性を高める趣旨から、認定事業所の自主検査結果を活用した完成検査等に係る手続の迅速化に向けた方法について、各市町村の状況を踏まえた適切な方法を選択することを前提として、上記の取組事例に加え、次に示す方法を検討してはどうか。

○ 電子メールによる完成検査の申請及び完成検査済証の事前送付

事業所は電子メールにより申請書類を送付し、消防本部において内容を確認後、検査合格であれば、完成検査済証を作成、スキャナー等を用いて電子化した完成検査済証を PDF 形式等により電子メールで送付する。完成検査済証を交付された事業者は、後日速やかに電子メールで送付した申請書類一式を消防本部に提出し、完成検査済証（原本）を受け取る。